

北原白秋生誕140年記念事業における名義及びロゴマークの使用申請等に関する要綱を次のように定める。

令和 6年 8月21日

北原白秋生誕140年記念事業実行委員会

北原白秋生誕140年記念事業における名義及びロゴマークの使用申請等に関する要綱

(趣旨)

第1条 これは、北原白秋生誕140年記念事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）以外のものが実施する事業について、「北原白秋生誕140年記念事業」の名義及びロゴマークの使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名義及びロゴマーク使用の基準)

第2条 実行委員会は、名義およびロゴマークの使用の目的、内容等が実行委員会の方針に合致し、次のいずれかに該当する場合には、名義及びロゴマークの使用の承認を行うものとする。

(1) 本市出身の国民的詩人北原白秋の生誕140年を記念し、北原白秋の顕彰を深め、次世代に継承する事業と認められる場合

(2) その他実行委員会が特に認める事業の場合

2 前項の規定にかかわらず、実行委員会は、名義及びロゴマークの使用の目的、内容等が次のいずれかに該当すると認められる場合には、使用の許可を行わないものとする。

(1) 特定の宗教、政党若しくは公の選挙において候補者を支持し、又は反対するおそれがあると認められる場合

(2) 営利又は商業宣伝を目的として利用するおそれがあると認められる場合

(3) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある場合

(4) 次のいずれかに該当するものが行う場合

ア 柳川市暴力団等追放推進条例（平成21年柳川市条例第3号。以下「暴追条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）

イ 暴追条例第2条第3号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの

エ 法人又は団体で、役員を務める者が暴力団員のもの

オ 法人又は団体で、役員を務める者が暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの

(5) その他、実行委員会が名義やロゴマークの使用を行うことが不適当と認める場合

(申請の手続)

第3条 名義及びロゴマークの使用の承認を受けようとする団体等の代表者（以下「申請者」という。）は、事業開催日1月前までに北原白秋生誕140年記念事業名義等使用承認申請書（様式第1号）を実行委員会に申請しなければならない。

(名義及びロゴマーク使用の承認)

第4条 実行委員会は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該事業の名義及びロゴマークの使用を承認したときは北原白秋生誕140年記念事業名義等使用承認通知書（様式第2号）により、その承認を行わないことを決定したときは北原白秋生誕140年記念事業名義等使用不承認通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

2 北原白秋生誕140年記念事業実行委員会は、前項の承認決定に際し、条件を付することができる。

(申請内容変更の報告)

第5条 前条の名義等使用承認を受けた申請者は、その承認に係る申請内容に変更が生じたときは、北原白秋生誕140年記念事業名義等承認事項変更届出書（様式第4号）を速やかに実行委員会に届け出なければならない。

(承認の取消し)

第6条 北原白秋生誕140年記念事業実行委員会は、名義等使用の承認を受けた事業が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消すことができる。

- (1) 名義等使用承認の申請に偽りがあったとき。
- (2) 第2条各号のいずれかに該当する事由が発生したとき。
- (3) 承認に付した条件に違反したとき。
- (4) その他実行委員会が適当でないと認める事由が発生したとき。

2 実行委員会は、前項の規定により承認を取り消したときは、北原白秋生誕140年記念事業名義等使用承認取消通知書（様式第5号）により、承認を受けた申請者に通知するものとする。

(事業完了の報告)

第7条 名義等使用承認を受けた申請者は、当該事業完了後1月以内に事業実施報告書（様式第6号）を実行委員会に提出しなければならない。

（事務の所管）

第8条 名義等使用申請に係る事務は、実行委員会において処理するものとする。